

就労継続支援

Q & A

Q1. 手続きはどっやっって行っの？

A1. 皆さんに必要なサービスを提示できるよう、市や事業者がお手伝いします。

1 相談



市障害福祉グループまたは西いぶり地域生活支援センターに相談します。

2 申請・調査



サービスが必要な方は、市に支給を申請します。続いて、現在の生活や障がいの状況についての調査が行われます。

3 認定 (受給者証の交付)



障がい程度区分により、サービスの支給量などが決まると、受給者証が交付されます。

4 サービス利用



サービスの利用を開始します。

サービス利用については、費用の1割を負担することになりますが、所得に応じた負担額の上限が決まっています。

Q2. 送迎は行ってくれるの？

A2. 今回ご紹介した両施設ともに送迎を行っています。コースや利用料金などは各事業所へお問い合わせください。

Q3. 見学はできますか？

A3. 事前にご連絡いただければ、見学の時間をお取りして詳しくご説明させていただきます。

Q4. 作業以外の活動については？

A4. 花見や忘年会などの季節に合わせたイベントや、月とらいおんでは一泊の宿泊研修などを行い、利用者の親ほくを図っています。

Q5. 他市に住んでいても利用できるの？

A5. 基本的に他市に住んでいても利用することは可能です。ただし、送迎などにつきましては、各事業所へお問い合わせください。

Q6. 体力に不安があるので毎日は無さしいかも…

A6. 就労継続支援B型は、自分のペースに合わせて無理なく利用す

ることができます。また、障がいの程度に応じて作業が選択でき、作業に不安のある方も必ずできるよう配慮しますのでご安心ください。

Q7. 利用者の声を聞かせて

A7. 「いつも家にいるばかりで、これではいけないと思い、気分転換を兼ねて利用し始めました。外での作業は気分が開放的で、とても気持ちいいです」「利用してからは、生活リズムが規則正しくなって体力もついてきました。パン作業は慣れるまで大変でしたが、自分が作って焼き上がったパンを見るのは楽しいです」「利用を開始して、たくさんの人と話しをするようになりました。今では、いろいろな人に刺激を受けて活動的に生活しています」「利用開始したころは見えていなかった目標が最近見えてきました。今の自分の成長に驚いています」など、利用して良かったという声を多数いただいています。

* *

今回ご紹介したサービス以外にも、障がいのある方に提供できるサービスがあります。困っていることや悩みごとなどがありましたら、障害福祉グループまたは西いぶり地域生活支援センターで相談などをお受けしていますので、ぜひご利用ください。

市内にある 相談支援事業所

相談支援事業所では、今回特集した『就労継続支援』サービス以外にも、障害者自立支援法に基づくサービスや日常生活における相談などを行っています。

▼**利用時間** 月～金曜日：8時30分～19時（5月～9月）、8時30分～17時（10月～4月）、土曜日：8時30分～12時
▼**定休日** 日曜日、祝祭日、11月15日（開院記念日）、12月31日～1月3日



問い合わせ
西いぶり地域生活支援センター
美園町2丁目23-1
☎0707、FAX0718

問い合わせ
障害福祉
グループ
(☎053732)